

保健事業等のデータ利活用推進業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

区の健康課題の解決に向けた保健事業等のデータ利活用を推進するにあたり、レセプトデータ等のデータ処理・分析や保健医療に関する豊富な知識だけでなく、現状を深く洞察し、区民や関係者が健康づくりの理解を深め、主体的に推進していくための施策の提案力を有し、また、保健所が保有するデータを効果的に利活用する仕組みづくりに関する知見を備えた受託者を選定する。

2 業務概要

(1) 件名

保健事業等のデータ利活用推進業務委託

(2) 概要

別紙「仕様書」のとおり

3 提案限度価格

12,319,249 円（税込）

4 応募資格

プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 国又は地方公共団体において、過去5年間に同種（類似）の業務を行った実績を有すること
- (2) 対象業務における区での競争入札参加資格を有していること。
- (3) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 墨田区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱（平成18年9月20日18墨総契第387号）による指名停止を受けていないこと。
- (6) 墨田区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年5月16日23墨総契第135号）による入札参加除外措置を受けていないこと。

5 実施スケジュール

	項目	日程
1	公募開始・実施要領等配布	令和8年2月2日（月）14時～ 令和8年2月24日（火）
2	質問書の提出期限	令和8年2月9日（月）午後5時（必着）
3	質問書に対する回答	令和8年2月16日（月）（予定）
4	応募書類の提出期限	令和8年2月24日（火）午後5時（必着）
5	書類審査結果	令和8年3月3日（火）

6	プレゼンテーション選考の実施	令和8年3月11日（水）
7	プレゼンテーション選考の結果通知	令和8年3月下旬
8	契約締結	令和8年4月1日

6 実施要領及び応募書類等の配布場所

(1) 墨田区ホームページからのダウンロードによる。

URL <https://www.city.sumida.lg.jp/>

(2) 墨田区保健衛生部保健計画課窓口

墨田区横川五丁目7番4号（すみだ保健子育て総合センター2階）

※窓口配布は午前9時から午後5時まで（土・日・祝は除く）

7 応募書類の提出について

(1) 提出期限 令和8年2月24日（火）午後5時【必着】

(2) 提出先 〒130-8628 墨田区横川五丁目7番4号

すみだ保健子育て総合センター2階 保健計画課データ活用推進担当

電話：03-5608-1305

(3) 提出方法 持参又は郵送によること。

※持参の場合は平日午前8時30分から午後5時までに提出すること。

※郵送に関する事故については、区は一切責任を負わないものとする。

(4) 応募書類及び部数

ア 参加申込書（様式1）

イ 商業登記謄本（墨田区競争入札参加資格登録業者以外の場合のみ）

ウ 企画提案書（実施体制を含む）

エ 会社概要及び業務実績（様式2）

オ 本業務に当たる人員体制（様式3）

カ 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書（様式4）

キ 法人役員名簿（様式5）

ク 過去3年分の財務指標

ケ 見積書

以上の応募書類について、「ア 参加申込書（様式1）」のみ1部、それ以外は9部（正本1部、副本8部）を提出すること。

※副本は、会社名及び会社を特定する事項を全てマスキング処理すること。

※正本と副本のPDFデータを質問書の送付先メールアドレスに送付すること。

8 企画提案書の記載項目

提出書類「ウ 企画提案書」は、専門知識を有しない者であっても容易に理解できる内容とし、「12審査項目及び審査基準」を参考に次の事項について、記載すること。

- ア 経営状況（資本金、従業員等）
- イ 業務遂行体制（担当者の実績、経歴等含む。）
- ウ 実施方針（EBPM を前提に分析や政策提案の方針を記載すること。また、区の保健所がデータ利活用を促進する仕組みについては、必要があれば令和 8 年度以降の B I ツール等のシステム導入を含めてもよい）
- エ 業務スケジュール案
- オ 個人情報におけるセキュリティ対策
- カ その他、特記事項

9 質問書の受付及び回答

- (1) 令和 8 年 2 月 9 日（月）午後 5 時まで、この要領又は仕様書に係る事項について、質問（書式自由）を行うことができる。
- (2) 質問は、次のメールアドレス宛ての E メールにより行う。
メールアドレス : hokenkeikaku@city.sumida.lg.jp
- (3) 区は特別な事情が認められる場合を除き、参加予定者全員に、質問者名を伏せた上で回答を行う。
※競争上の地位その他の正当な利益を害する恐れのある質問に対しては回答しない。

10 選定方法

本区職員による書類審査及びプレゼンテーション選考（以下「プレゼン選考」という。）により選定する。

- (1) 書類審査
応募書類に基づきプロポーザル方式による選考への参加資格を審査する。
- (2) プrezenテーション選考
書類審査を通過した事業者に対し、令和 8 年 3 月 11 日（水）にプレゼン選考を行う。プレゼン選考、企画提案書に関するプレゼンテーション（15 分以内）及び本区職員によるヒアリング（10 分程度）により行う。実施時間、場所、必要な持ち物等の詳細は、別途連絡する。

11 プrezenテーション選考項目及び基準

	項目	基準
事業者	業務遂行力	<ul style="list-style-type: none"> ・会社概要及び業務の実施体制から勘案して、業務を確実に遂行できるか ・業務遂行のための組織体制が適切で、保健医療に関する統計解析や政策提案について十分な知識と経験を有する人材が配置されているか ・組織内のデータ利活用促進に関する提案力があるか
	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務と同様の業務実績を有しているか ・東京都特別区等の自治体における同種の業務実績を有しているか

企画提案書	本業務に対する考え方・姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・本区の特性や本業務の目的・内容を理解したうえで、適切な提案になっているか ・業務に取り組む熱意や強い姿勢は感じられるか
	業務実施の工程	スケジュール、作業項目及び作業期間等が具体的に提示されており、作業工程や内容などが適切であるか
	データ分析に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・KDBシステムやレセプトデータ等の仕組みを理解し、統計解析を行うために必要な能力があるか ・分析結果の施策への活用及びその効果検証を念頭に、必要な業務や提案を行う能力があるか
	健康カルテに関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的に必要なデザイン力があるか ・内容や構成についてより良い提案を行うことができるか
	データ利活用システムに関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・現状・課題を把握し、解決のための方法を具体的に提示することができるか ・区の現状を踏まえ実現可能性の高い提案を行うことができるか
	個人情報管理	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ及び個人情報保護対策において必要な対策を講じているか ・データ授受及び管理について適切に行う方法を持っているか
	見積額	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に係る経費見積りは、経費内訳や積算根拠が明確であるか ・十分な費用対効果が得られるか

1.2 事業者の選定

プレゼンテーション選考結果については、別途、通知する。

1.3 契約手続

(1) 契約の締結

選定された事業者は、本業務の受注候補者として、企画提案書に基づき、本区と詳細な内容について協議を行った上で、墨田区契約事務規則（昭和39年墨田区規則第11号）の規定に基づき、予算の範囲内において契約を締結する。

(2) 次順位者の繰上げ

受注候補者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、総合点の合計が次順位以下となった提案者のうち、点数が上位であった者から順に契約締結の交渉を行うこととする。

1.4 その他

(1) 応募書類等の作成及びプロポーザルの参加に関する費用の全ては、提案者の負担とする。

(2) 期限までに応募書類すべての提出がない場合は、参加申込書の提出があっても参加の意思がないものとみなす。

(3) 提出期限を過ぎてからの書類の差替え及び修正は認めない。

(4) 本区が必要と認めたときには、追加資料の提出を求めることがある。

- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 本件に係る情報公開請求があったときは、墨田区情報公開条例（平成13年3月29日条例第3号）に基づき、非公開情報を除き応募書類を開示する。
- (7) 提案者が次の事項に該当したときは、失格とする。
 - ア 実施要領に定める手続を遵守しないとき
 - イ 応募書類に虚偽の記載をしたとき
 - ウ 審査・選考の公平性に影響を与える行為をしたとき
- (8) 審査・選考結果に係る異議申し立ては、一切受け付けない。

15 問合せ・提出先

墨田区保健衛生部保健計画課データ活用推進担当 城間、高松
〒130-8628 墨田区横川五丁目7番4号
すみだ保健子育て総合センター2階 保健計画課データ活用推進担当
電話：03-5608-1305 FAX：03-5608-6507
メールアドレス：hokenkeikaku@city.sumida.lg.jp